

世田谷区 「せたがやホッと子どもサポート（せたホッと）」視察報告について

1 目的

世田谷区子ども条例を制定しており、子どもの人権擁護委員制度「せたがやホッと子どもサポート」（通称：せたホッと）を設置し子どもの相談・救済について取り組みを進めている世田谷区を視察することにより、西東京市の（仮称）子ども条例検討の参考とする。

2 視察場所

世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」

3 視察日程

平成 29 年 11 月 22 日（水）

4 内容

(1) 「せたホッと」について

世田谷区では、平成 14 年 4 月に「世田谷区子ども条例」を施行しており、平成 24 年 12 月に条例改正後、子どもの人権擁護委員制度「せたホッと」を設置している。この制度により、子どもへの権利侵害について、子どもやその保護者などから相談を受け助言をすることや、関係機関に調査・調整・要請をすることができるものとしている。

(2) 体制について

ア 子どもサポート委員（子どもの人権擁護委員）・・・ 3 名（弁護士、大学教授等）

イ 相談・調査専門員・・・ 4 名（社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、幼稚園教諭、保育士の有資格者など）

ウ 事務局・・・ 4 名

(3) 相談方法・時間等について

相談員への電話・メール・面接・ファクス・手紙での相談を受け付けている。

《相談時間》 月～金曜日：午後 1 時から午後 8 時

土曜日：午前 10 時から午後 6 時

(4) 要請・意見表明について

せたホットは、相談内容について関係する機関に調査・調整をし、その結果、子どもの権利侵害を取り除くために必要と認めるときには、要請や意見を述べるができる。

(5) 平成 28 年度の新規相談件数について

新規相談件数・・・ 309 件

※うち、子どもからの相談（本人、友だち）は 189 件で全体の 61.2%

※その他、平成 27 年度からの継続件数が 73 件

(6) その他

- ・相談は、小学校高学年から中学校 1 年生の年代から寄せられることが多い。
- ・相談の時間は、電話では数分から 2 時間、面接では 1 ～ 3 時間と様々である。
- ・直接問題を解決する機能があるわけではないため、相談を受ける中で、適切な機関につなぐ等、他機関と調整・連携しながら相談対応をしている。
- ・啓発活動として、「せたホッと」の PR カードを小・中学校及び高校の全学年に年 2 回配布している。またリーフレットも作成して子どもへの周知を行っている。